

学則（通信課程）

（事業所の名称・所在地）

第 1 条

本研修は、次の事業所（以下「当会」という。）が実施する。

医療法人純真会あんどうクリニック

〒509-0203 岐阜県可児市下恵土 3440-678

（目的）

第 2 条

介護福祉士を目指す者に対して、介護福祉士として必要な専門的知識・介護技術が習得できる受講を提供し、質の高い介護サービスを提供できる人材を育成することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第 3 条

前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修事業（以下「研修」という。）を実施する。（履修科目は別表 1 を参照）

2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。

3 受講期間は原則として開講日から終了日までの 6 か月に設定する。

実務者研修 通信課程

Web 学習システムによる通信学習、及び面接授業による講義、演習を組み合わせた学習方法とする。面接授業介護過程 45 時間、医療的ケア演習 10 時間の全ての出席を必須とする。

（研修事業所の名称）

第 4 条

研修事業所の名称は「ほほえみ介護福祉士実務者研修」とする。

（研修会場）

第 5 条

特別養護老人ホーム フラワーコート

〒509-0203 岐阜県可児市下恵土 5607 番地 TEL : 0574-66-3366

（休業日）

第 6 条

休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設の長が必要と認める場合には休業日を変更することがある。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 夏季休業 8月13日～8月15日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(受講対象者)

第7条

受講の対象は下記の条件を満たすものとする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者
- (3) 学歴は問わないが、高等学校卒業以上の学力があると認められる者
- (4) 面接授業及び医療的ケアの試験・研修の参加に支障のない範囲に在住している者

(入学時期)

第8条

入学の時期は5月と6月の年2回とする。

(定員)

第9条

受講定員は1講座当たり12名(1学級)とする。ただし、申込み人数によっては開講しない場合がある。

(受講料)

第10条

受講費用は次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講料
無資格	123,200 円
ホームヘルパー2級資格	94,600 円
介護職員初任者研修	94,600 円
ホームヘルパー1級資格	77,000 円
介護職員基礎研修修了	33,000 円

(受講生の募集と選考)

第11条

募集方法は通常、開講日の2ヶ月前より開始し、当法人ホームページ、新聞の折り込み等の媒体にて募集広告する。

募集対象地域は岐阜県を中心とし、通学圏にある周辺県を含む。

受講希望者は申込書に必要事項を記入し、その他必要書類を添付して提出する。書類選考後受講予定者を決定し、受講決定通知書を本人へ通知する。受講決定通知書を受け取った受講予定者は指定の期日までに受講料を納入する。

(受講申込締切)

第 12 条

申込締切日は開講日の 2 週間前とする。ただし、申込締切日以降でも定員に達していない場合は、当会の判断により申込を受け付けることができることとする。また、締切日前でも定員に達した場合受付を終了することができることとする。

(受講の決定)

第 13 条

受講予定者が受講決定通知書を受け取り、受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第 14 条

受講料は指定の期日までに納入しなければならない。納入が確認できない場合は受講辞退として取り扱うことができる。また、事前の連絡なく、納入が実行されない場合は受講を取り消すことができる。

(受講料の返還)

第 15 条

納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講の辞退の申し出があった場合は下記表に従い返還することができる。その際の振込手数料は受講予定者負担とし、事務手数料として返還額から 2,000 円を徴収する。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

2 受講の辞退は、その意思が確認できた日を以て辞退を申し出た日とする。従って、郵便物による辞退の意思は郵便物を受け取った日とする。

(受講生の本人確認)

第 16 条

受講生の本人確認は以下の方法で行う。

- (1) 受講生は面接授業初日に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認する。
- (2) 通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(組織)

第 17 条

研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 養成施設の長（理事長） | 1 名 |
| (2) 専任教員 | 1 名 |
| (3) 講師（介護過程Ⅲ） | 必要数 |
| (4) 講師（医療的ケア） | 必要数 |
| (5) 講師（添削問題担当） | 若干名 |
| (6) 事務職員 | 若干名 |

（使用教材）

第 18 条

使用する教材は下記の通りとする。

介護職員等実務者研修テキスト

介護職員等によるたんの吸引等研修テキスト

（通信学習の実施方法）

第 19 条

通信学習の実施方法は下記の通りとする。

- (1) 学習方法：受講生はテキストに沿って自己学習し、当施設の定める期日までに郵送又は、e ラーニング専用 Web ページにて解答し、修了評価を受けなければならない。
- (2) 評価方法：通信課題の評価は 60 点以上（医療的ケアの場合は 70 点以上）を合格とする。60 点未満（医療ケアは 70 点未満）の場合は再提出とし、合格するまで再提出を繰り返す。
- (3) 個別学習への対応：個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙で郵送あるいはファックス、メール、e ラーニング専用 Web ページで受付し、担当講師が回答する。

（介護過程Ⅲにおける面接授業の実施方法）

第 20 条

面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に当会研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
 - (2) 面接授業に出席するためには、当会の定める期日までに通信学習を修了していることを条件とする。
 - (3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者（安定期にある者は除く）、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。
- 2 面接授業の評価は、全日程に出席した者に対し、授業態度や習得度評価において講師が認めた者を合格とする。
 - 3 面接授業の評価の結果、これに合格した者は医療的ケアに進むことができる。

(医療的ケアの実施方法)

第 21 条

通信学習の実施方法は下記の通りとする。

- (1) 学習方法：受講生はテキストに沿って自己学習し、当施設の定める期日までに郵送又は、e ラーニング専用 Web ページにて解答し、修了評価を受けなければならない。
- (2) 評価方法：通信課題の評価は 70 点以上を合格とする。70 点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出を繰り返す。
- (3) 個別学習への対応：個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙で郵送あるいはファックス、メール、e ラーニング専用 Web ページで受付し、担当講師が回答する。

(医療的ケア（演習）の実施方法)

第 22 条

演習は次の方法で実施する。

- (1) 演習に参加するためには、前条で定めた通信学習を全て合格していることを条件とする。
- (2) 演習は指定された日に当会研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
- (3) 演習を安全に行うにあたり、妊娠中の者（安定期にある者は除く）、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は演習に参加できないこととし、実施時期を変更する。

2 演習は下記に定める項目、回数、到達目標をもって実施する。

実施項目		実施回数	到達目標
喀痰吸引	① 口腔内	5 回以上	介護職員が、たん吸入をシュミレーターを用いて、効果的に演習でき一人で実施できる
	② 鼻腔内	5 回以上	
	③ 気管カニューレ内 部	5 回以上	
経管栄養	④ 胃瘻又は腸瘻	5 回以上	介護職員が、経管栄養をシュミレーターを用いて、効果的に演習でき一人で実施できる
	⑤ 経鼻経管	5 回以上	
蘇生	⑥ 救急蘇生法	1 回以上	介護職員が、救急蘇生法をシュミレーターを用いて、効果的に演習でき一人で実施できる

(医療的ケア(演習)の評価方法)

第 23 条

前条で定める 5 回以上の実施において最終回で手順通りに出来ていることが必要である。

2 各実施において、評価票の全ての項目について、講師の評価結果が「介護職員による喀痰吸引及び経管のケア実施の手引き」の手順どおりに実施できていると認められねばならない。

(在籍期限)

第 24 条

在籍期限は 2 年を超えることはできない。

2 前号に関わらず、初任者研修履修者で、有資格者(初任者研修の試験に合格した者)として働きながら 3 年間の実務経験を積む意思のある者に対しては、この 3 年間の在籍を認める。

(休学)

第 25 条

休学は原則として認めない。

(賞罰)

第 26 条

無し

(懲戒処分)

第 27 条

次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者
- (2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (3) 学習態度が悪く、カリキュラムの進进行を妨げ、再三の指導にも関わらずこれに従わない者
- (4) 面接授業において、遅刻・欠席を繰り返す等出席不良の者
- (5) 在籍期限を超過した者
- (6) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

2 前項の事由によって、研修施設の長が退学処分を決定した者は、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(遅刻・早退・欠席者の取扱)

第 28 条

10 分を超える遅刻・早退は原則として受講したとは認められない。

但し、10 分未満であり、且つ交通機関の遅延理由がある場合は、受講したと認める。

(補講について)

第 29 条

やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期講座にて補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

(退学)

第 30 条

退学を希望する者は、退学願を提出しなければならない。

2 退学した者が再び入学を希望する場合、第 12 条および第 14 条に定める手続きを行うものとする。

3 前各号に該当する場合、授業料は返還しない。

(修了評価)

第 31 条

修了認定は次により行う。

(1) 各科目の合否は、通信課題の解答を定期的に提出し担当教員の指導を受けなければならない。

(2) 通信課題の正解が 60%以上を合格とし、これを満たさない場合には反復して通信課題の解答を提出しなければならない。

(3) 担当教員は各科目のレポートの提出を求めることができる。

(4) 面接授業の修了に関しては第 20 条による。

(5) 医療的ケアに関しては、通信課題の正解率が 70%以上の者を合格として医療的ケア（演習）に進むことができる。

(6) 医療的ケアの評価は第 22 条及び第 23 条による。

2 前項の(1)から(6)までの総合評価に合格した者について修了を認定し、修了証書を授与する。修了の認定は、その都度行う。

(修了証及び修了証明書の交付)

第 32 条

修了を認定された者は、当会において修了証、携帯型修了証及び修了証明書を交付する。

(修了証の再発行)

第 33 条

修了証及び携帯型修了証の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし、再交付手数料として 1,000 円を申し受け、受け取りは原則本人が当会に来訪するものとし、本人確認の証明書（運転免許証等）を持参しなければならない。なお、介護福祉士国家試験申込時に必要となる修了証明書は原則再発行しない。

(個人情報の保護)

第 34 条

当会が知り得た受講予定者及び受講生にかかる個人情報は当会の定める個人情報保護規定(別表 2)に基づき、適切に取り扱うこととする。

(その他研修に係る留意事項)

第 35 条

天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第 36 条

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事情で必要と認められるときは、当会がこれを定める。

(附則)

この学則は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

- ・平成 31 年 4 月 1 日に変更、同日より施行する。
- ・令和 2 年 5 月 1 日に変更、同日より施行する。
- ・令和 4 年 4 月 1 日に変更、同日より施行する。
- ・令和 5 年 5 月 1 日に変更、同日より施行する。

別表 1

科目単位での履修認定を下表に示す。保持する資格別履修科目は下記の○印とする。

教育内容	実務者 研修の 時間数	初任者 研修 履修者	訪問介護員研修			介護職 員基礎 研修	その他 全国研修
			1 級	2 級	3 級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30	○	免除	○	○	免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除	○	免除	
介護の基本Ⅱ	20	○	免除	免除	○	免除	
コミュニケーション技術	20	○	免除	○	○	免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除	○	免除	
介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除	○	免除	
介護過程Ⅱ	25	○	免除	○	○	免除	
介護過程Ⅲ	45	○	○	○	○	免除	
こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除	○	免除	
こころとからだのしくみⅡ	60	○	免除	○	○	免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10	○	免除	○	○	免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20	○	免除	○	○	免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除	○	○	免除	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20	○	免除	○	○	免除	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除	○	○	免除	
障害の理解Ⅱ	20	○	免除	○	○	免除	
医療的ケア	50 (※)	○	○	○	○	○	喀痰吸引等研修
実務者研修受講時間数	450	320	95	320	420	50	

「医療的ケア」には 50 時間の講義とは別に演習が必須であり、実地研修に合格して吸引等が実施可能。

「医療法人純真会個人情報保護規定」

当法人はお客様の個人情報を適切に取り扱うことが大切な社会的責務と認識し、広く社会からの信頼を得るために、以下の通り個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めます。

当法人は個人情報について、関係法令その他の規範及び当法人の個人情報の保護に関する各種規定等の定めるところに従い、当法人において業務に従事するすべてのものに対してその周知・徹底を図り、適切にこれに取り扱います。

利用目的

当法人では受講生の個人情報を、ほほえみ介護福祉士実務者研修運営に伴う業務（書類作成、問い合わせに関する対応等）に関する目的で利用します。

個人情報の取得と利用

個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を収集し、その利用目的もしくは、それと合理的な関連性のある範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

個人情報を第三者に委託して利用する場合は、第三者における安全管理措置の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討すると共に、第三者との間で秘密保持契約を締結した上で提供するなど委託先への適切な監督をします。

個人情報の第三者提供

当法人は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

個人情報の管理

当法人は、個人情報の正確性及び最新性を保ち、安全に管理するとともに個人情報の紛失、改ざん、漏えいなどを防止するため、規定を整備し安全対策に努めます。

個人情報の開示、訂正請求等

当法人は、本人が個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去などを要求される場合には、法令に従って速やかに対応いたします。

個人情報の開示・訂正・利用停止・消去などを希望される場合は、下記ご相談窓口までお問い合わせください。

ご相談窓口

当法人が本個人情報保護方針を厳守しないと思われる場合や苦情は、ご相談窓口へお申し出ください。適切かつ迅速な処理に努めます。

【個人情報に関するお問い合わせ・ご相談窓口】 TEL 0574-60-3460 担当：後藤

組織・体制、改善措置

個人情報の取扱いに関する社会環境の変化に的確に対応するよう努めます。また必要に応じて本方針をはじめ各種規定等につき、変更、修正または追加を行うなど改善をするよう努め、適切な取扱いを実現するための体制を構築します。